

報道関係者各位

平成 29 年 4 月 27 日

職業安定部職業対策課

課 長 和田 理

課長補佐 仲 誠

地方障害者雇用担当官 藤木 真保

☎ 059-226-2306

精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業を実施

～ ハローワークが地域の精神科医療機関と協定を締結し、
増加する精神障害者の就労支援を推進 ～

三重労働局（局長 林 雅彦）管下のハローワーク四日市において、平成 29 年度から管内で就職支援に積極的に取り組む精神科医療機関との間で連携協定を締結し、当該医療機関を利用する精神障害者に対し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業」を実施することとしました。

県内のハローワークを通じた平成 27 年度の障害者の就職件数は 1,513 件で、6 年連続で増加をしています。中でも、精神障害者の就職件数は 677 件（前年度比 1.3%増）となっているほか、新規求職申込件数も 1,228 件（前年度比 5.5%増）と増加傾向が続いています。また、平成 30 年 4 月からは、精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象に加えられることを踏まえ、精神障害者の就労支援をより一層強化する必要があります。

○ 協定を締結した精神科医療機関

・ 社会医療法人 居仁会 総合心療センター ひなが （四日市市日永 5039）

○ 連携モデル事業の実施内容

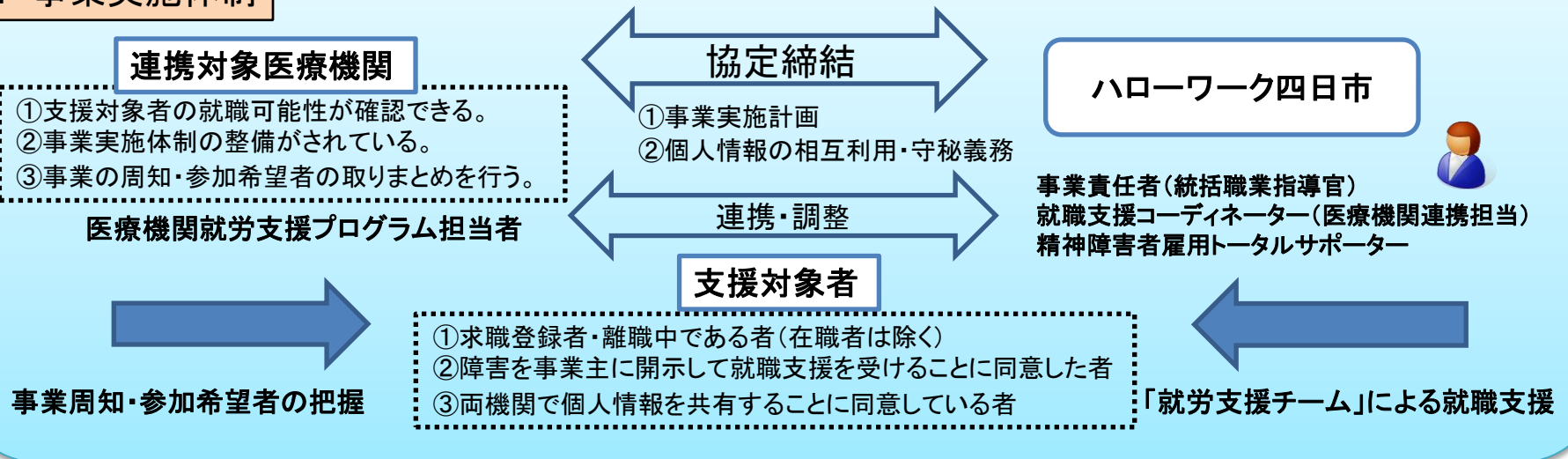
就職を希望する障害者に対して、医療機関とハローワークの担当者が連携して「就労支援チーム」を構成し、就職準備から就職後の職場定着までの一貫した支援を実施します。

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、一定の要件を満たす医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

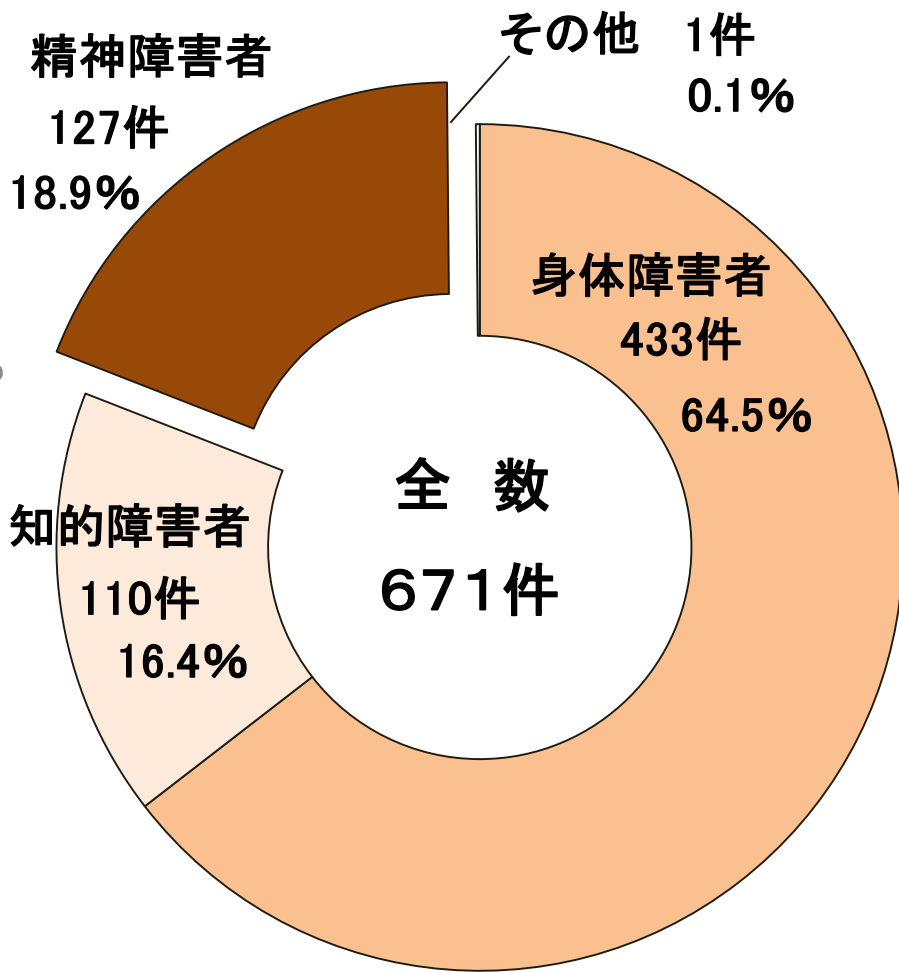


3 事業内容等

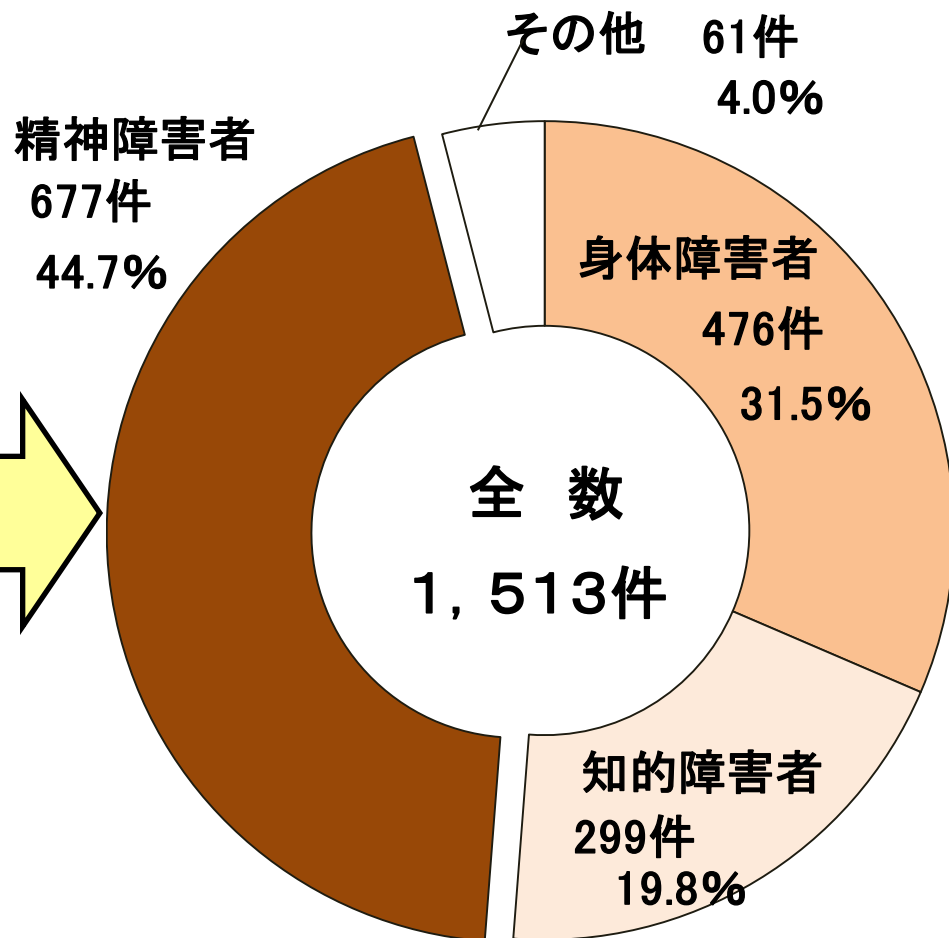
- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。
 - ① 連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
 - ② 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
 - ③ 職場実習等の機会の積極的な提供
 - ④ 3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
 - ⑤ 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

ハローワークの障害種別の職業紹介状況（三重） （就職件数）

平成18年度



平成27年度



法定雇用率の算定基礎の見直しについて

- ◎ 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加【施行期日 平成30年4月1日】。
 - ◎ 法定雇用率は原則5年ごとに見直し。
 - ⇒ 施行後5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日まで)は猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能。
- ※ 具体的な引上げ幅は、障害者の雇用状況や行政の支援状況等を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会で議論。

【法定雇用率の算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

追加

【激変緩和措置の内容】

- 平成25年4月1日～平成30年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率(2.0%)
- 平成30年4月1日～平成35年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率と
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率との間で政令で定める率
- 平成35年4月1日以降
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率